

## 経済学部公認団体を目指す団体へ

経済学部は、正課活動以外の活動で、学生が自発的かつ自らの責任において行動し、学生生活の充実や質の向上、学生相互の親睦並びに経済学部で行われる教育への貢献を目的とした、学生が中心となって組織運営される団体のうち、「山口大学経済学部課外活動団体に関する規約」第4条及び第5条に定める要件を満たすものを公認団体又は準公認団体（以下、「課外活動団体」）として扱うことができます。

経済学部では、公認団体への支援として、サークル室の貸与及び教育後援会課外活動援助金の支給を行っています。（要面談）

ただし、準公認団体及び準公認団体の決定を受けていない団体にはそれらの支援はありませんが、経済学部の教室の貸し出しは可能になります。

公認団体を目指す場合、まずは準公認団体として認められなければいけません。

準公認団体として認められるためには、「山口大学経済学部課外活動団体に関する規約」第5条のとおり実績と書類の提出が必要となります。

これらの書類をもとに、学務委員会にて審議を行い（必要に応じて面談あり）、承認されれば準公認団体になることができます。

なお、団体の結成及び準公認団体になるために必要な構成人数に縛りはありません。

準公認団体から公認団体になるには、準公認団体として1年間の活動実績があり、さらに構成員が10名以上である場合は、4月末日に下記の書類を提出すれば、審議後に公認団体になることができます。

※公認団体の決定に必要な書類

- 団体更新届又は団体事項変更届
- 団体名簿
- 前年度活動報告書
- 前年度決算書
- 新年度活動計画書
- 新年度予算書
- サークル室使用誓約書

なお、経済学部の公認団体は「経済学部の学部学生及び山口大学大学院経済学研究科所属の大学院生で構成されている団体」に限るので、他学部の学生が構成員として含まれる場合は、経済学部の公認団体としては認められなくなります。もし構成員に他学部の学生がいる場合は、教育支援課学生サービス係で新たに団体の申請を行ってください。

また、規約等に記載されている禁止行為等行った場合には処分もありますので、ご注意ください。

その他公認団体についてわからないことがあれば、経済学部学務係まで質問に来てください。

経済学部学務係

## 山口大学経済学部課外活動団体に関する規約（抜粋）

### 第2条（課外活動団体の定義）

経済学部課外活動団体（以下、「課外活動団体」という。）とは、経済学部の学生（以下、「学部生」という。）又は大学院経済学研究科の学生（以下、「大学院生」という。）によって構成される団体であって、正課活動以外の活動で、学生が自発的かつ自らの責任において行動し、学生生活の充実、質の向上のために組織され、本規約に定める手続きを経て経済学部に承認された団体をいう。

### 第4条

構成員が10名以上在籍しかつ1年以上の活動実績を有する準公認団体は、公認団体への承認申請をすることができる。

2. 前項の申請をするときは、団体更新届、団体名簿、前年度活動報告書、活動計画書、新年度予算書及びサークル室使用誓約書を4月末日までに経済学部学務係へ提出しなければならない。

6. 経済学部長を全公認団体の総括顧問とする。

### 第5条

1年間以上の活動実績を有する団体が準公認団体として承認を得ようとするときは、団体結成届、団体名簿、前年度活動報告書及び活動計画書を4月末日までに経済学部学務係へ提出しなければならない。ただし、団体の目的は、他の課外活動団体と同様の目的であってはならない。

### 第6条（課外活動団体の更新）

公認団体は、団体更新届、団体名簿、前年度活動報告書、前年度決算書、活動計画書、新年度予算書及びサークル室使用誓約書を4月末日までに経済学部学務係へ提出しなければならない。

2. 準公認団体は、団体更新届、団体名簿、前年度活動報告書及び活動計画書を4月末日までに経済学部学務係へ提出しなければならない。

3. 前2項の提出のない課外活動団体は解散したものとみなす。

### 第7条（活動内容等の変更）

届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに経済学部学務係へ報告し、団体事項変更届を提出しなければならない。

### 第8条（課外活動団体の協力義務）

課外活動団体は、経済学部ゼミナール連合協議会が開催する行事について協力しなければならない。

#### 第9条（課外活動団体の解散等）

課外活動団体を休止又は解散するときは、速やかに経済学部学務係へ報告し、団体休止届又は団体解散届を提出しなければならない。

2. 団体が所有する資産の処分・清算方法について、事前に経済学部学務係と相談しなければならない。

3. 経済学部から資産の貸与を受けている場合は、原状に復し、引き渡さなければならない。

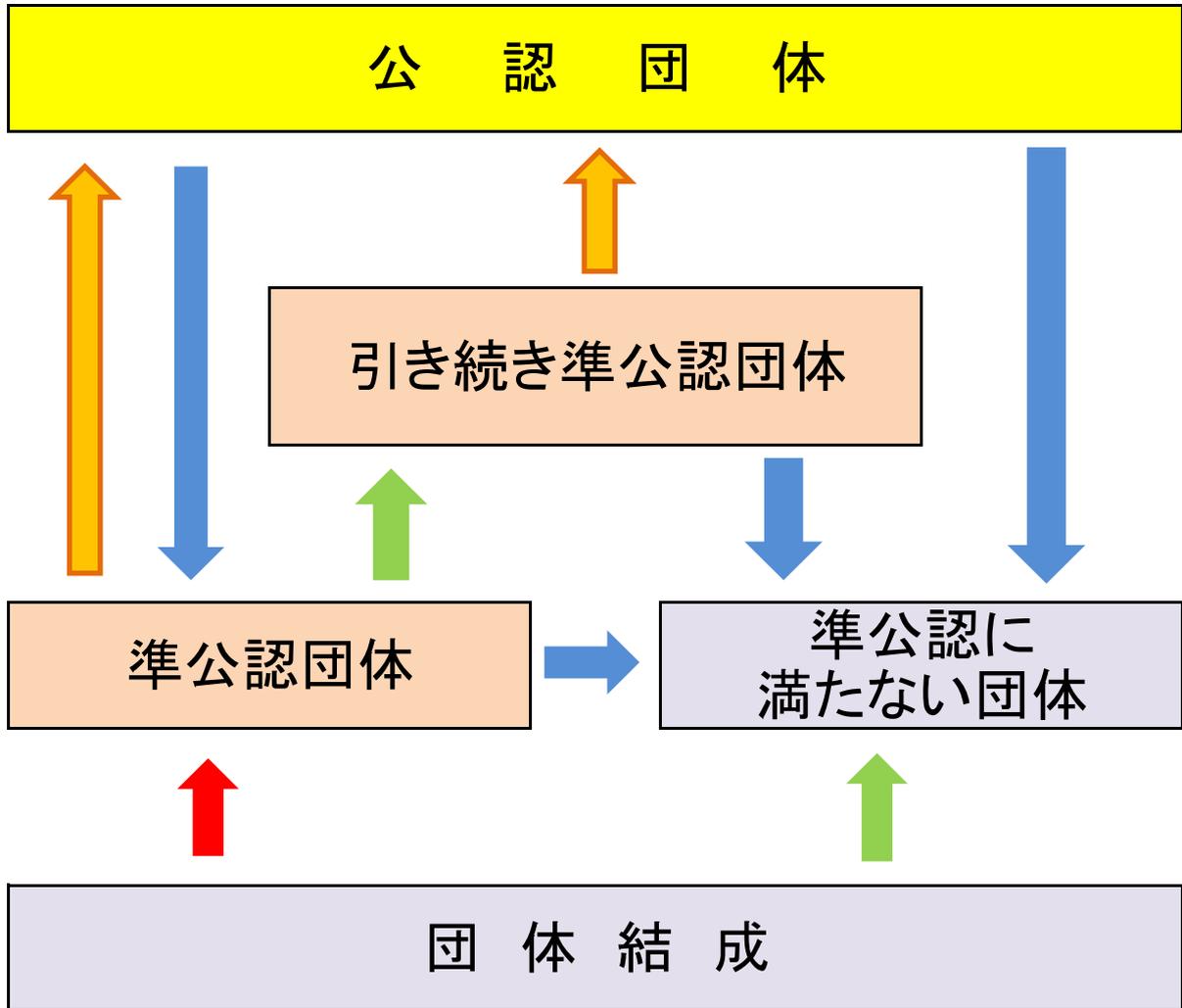
#### 第11条（禁止行為・処分等）

課外活動団体は、不当な勧誘や強要行為、破壊活動、暴力活動を行ってはならない。

2. 課外活動団体の構成員等が第2条の趣旨又は前項の規定に反する行為を行った場合や、その他山口大学の名誉又は信用を毀損する問題行為等を行った場合は、学務委員会で審議の上、当該団体の承認を取り消す。

3. 山口大学や経済学部の定める諸規程への違反があった場合や安全確保の必要がある場合、その他緊急を要する場合等は、課外活動団体への施設使用停止措置や活動停止措置を講じる。

# 公認団体簡略図



構成員が10名以上かつ1年以上の活動実績かつ4月末日までに必要書類を提出(要審議)



1年以上の活動実績かつ4月末日までに必要書類を提出(要審議)



昇格を希望しない場合もしくは昇格が不適格な場合



活動内容が不適切な場合及び団体の要件を満たさない場合